

かながわ災害救援ボランティア活動支援室設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）並びに神奈川県災害救援ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）の運営等に関する協定書に基づき、神奈川県における被災時のボランティア受援力を向上させるとともに、東日本大震災被災地被災者支援等を行うボランティア団体の活動及び交流を支援するため、かながわ県民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）内に設置する「かながわ災害救援ボランティア活動支援室」（以下「活動支援室」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 活動支援室を利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 東日本大震災被災地被災者支援を行うボランティア団体
- (2) 被災地の復旧・復興支援を行うボランティア団体で、平時の活動において災害救援ボランティア活動にかかる県民への普及啓発、またはコーディネーターの育成を行う団体
- (3) 本県被災時に災害救援ボランティア活動に関する情報の収集及び発信等（以下「情報支援」という。）を行うボランティア団体で、平時の活動において情報支援を行うボランティア団体等との連携に向けた取組み、または情報ボランティアの育成を行う団体
- (4) その他サポートセンター所長が適当と認めたもの

(利用登録手続き)

第3条 活動支援室の利用登録手続きは、次のとおりとする。

- (1) 利用を希望するものは、サポートセンター所長あて、利用団体登録申請書（様式1）を提出しなければならない。
- (2) サポートセンター所長は、内容を確認のうえ登録可否を決定し、利用登録（不登録）通知書（様式2）を当該団体に通知する。

(活動支援室利用範囲)

第4条 活動支援室で行うことができる活動の範囲は、次のとおりとする。ただし、支援センターを開設することとした場合は、この限りではない。

- (1) 神奈川県における被災時ボランティア受援力の向上に関する自主的活動
 - ア 災害救援ボランティア活動にかかる県民への普及啓発
 - イ 災害救援ボランティアコーディネーターの育成

- ウ 情報支援を行うボランティア団体等との連携に向けた取組み
 - エ 情報ボランティアの育成
- (2) 東日本大震災被災地被災者支援に関する自主的活動
 - (3) 県内外の被災地復旧・復興支援に関する自主的活動
 - (4) 支援センター開設準備に関する活動（運営関係団体の連絡調整・協議、装備品確認等）

（利用可能時間）

第5条 活動支援室を利用できる時間は、サポートセンター開館日の午前9時から午後9時までとする。

ただし、サポートセンター所長が認めた場合は、この限りではない。

（管理運営委員会）

第6条 活動支援室の利用管理について協議するため、活動支援室管理運営委員会を設けることができる。なお、委員会の運営に関する事項は、別に定める。

（利用の方法）

第7条 第3条の手続きにおいて利用登録されたものが活動支援室を利用する場合は、利用申込書（様式3）をサポートセンター所長に提出しなければならない。

また、利用開始・終了時は、サポートセンター職員またはかながわ県民センター受付業務従事者が立ち会い、利用を終了した際は、室内の確認を行った上で、施錠しなければならない。

（利用上の注意）

第8条 活動支援室は、複数団体の同時間帯の利用を妨げない。利用者は、相互の活動を尊重し、他者の活動を妨げることのないよう、円滑に共同利用しなければならない。

（附則）

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。

(様式1)

かながわ災害救援ボランティア活動支援室利用登録申請書

年 月 日

かながわ県民活動サポートセンター所長 殿

団体名 _____
代表者名 _____
連絡先 (住所) _____
(電話) _____ (FAX) _____
(E-mail) _____

(ふりがな) 団体名	
活動内容	<p>*目的、具体的な事業計画、主な事業分野を記載。(別紙として添付も可)</p> <p>【目的】</p> <p>【事業計画】</p> <p>【主な事業分野】</p> <p>*東日本大震災被災地被災者支援 a ボランティアバス運行 b ボランティアツアー(観光・研修含む) c 教育支援 d 産業支援 e 県内避難者支援 f その他()</p> <p>*受援力向上 a 災害救援ボランティア活動にかかる普及啓発 b コーディネーター育成 c 情報支援 d 情報ボランティア育成 e その他()</p>
HPアドレス (トップページ)	http:// *県のHPからのリンクの可否 可・否(理由:)
E-mail	@
利用頻度	*どの程度の頻度(日数や時間帯)の利用を希望するか、具体的に記載。

(注)

- 本室の利用範囲は以下のとおりとします。
 - 神奈川県における被災時ボランティア受援力の向上に関する自主的活動
 - 東日本大震災被災地被災者支援に関する自主的活動
 - 県内外の被災地復旧・復興支援に関する自主的活動
- 利用登録団体等のHPアドレスには、県のHPからリンクを張ります。不可の場合は、理由を明記してください。また、トップページ以外にリンクを張ることを希望する場合は、別途リンク先アドレスを提出してください。
- 利用時間は、サポートセンターの開館日の午前9時から午後9時までとします。
- 1日の利用時間の上限は、原則として8時間以内とします。
- 本室を利用するに当たっては、利用申込書(様式3)を、サポートセンターボランティア活動サポート課に提出してください。

(様式2)

かながわ災害救援ボランティア活動支援室利用登録（不登録）通知書

年 月 日

様

かながわ県民活動サポートセンター所長

令和 年 月 日付けで申請のありましたかながわ災害救援ボランティア活動支援室利用登録につきまして、内容を確認しましたところ、下記のとおり決定したので通知します。

決定内容	<input type="checkbox"/> 登録します
	<input type="checkbox"/> 登録しません
	<不登録の理由>

登録者においては、利用に当たりまして、複数団体等で同一時間、共用となることもございますので、お互いにルールに沿った利用に努めてくださいますよう、お願いいたします。

(様式3)

かながわ災害救援ボランティア活動支援室利用申込書

年 月 日

次のとおり、かながわ災害救援ボランティア活動支援室を利用したいので、申し込みます。

利用登録団体(者)名	
利用責任者	(氏名) (電話) (E-mail)
利用年月日・時間	令和 年 月 日 () 時 分 から 時 分 ※
利用目的	
利用予定人数	人
備考	

※ 利用日の属する月の2ヶ月前の1日から申し込みが可能です。複数日利用希望の場合は、まとめて申し込むことができます。

(様式3)

かながわ災害救援ボランティア活動支援室利用申込書

令和2年1月14日

次のとおり、かながわ災害救援ボランティア活動支援室を利用したいので、申し込みます。

利用登録団体(者)名	▲□▲□ ネットワーク
利用責任者	(氏名) ☆○ ■▽ (電話) 045-312-1121 内線 2821 (E-mail) v-katudo@pref.kanagawa.jp
利用年月日・時間	令和2年1月21日(火) 18時00分 から 21時00分 令和2年1月22日(水) 17時00分 から 19時00分 令和2年1月23日(木) 17時00分 から 19時00分 令和2年1月24日(金) 13時00分 から 15時00分
利用目的	1月21日(火) ・ボランティアバス運行に係るスタッフ打合せ 1月22日(水)、23日(木) ・研修会開催に向けた事前打合せ 1月24日(金) ・イベント開催
利用予定人数	1月21日(火) 7人 1月22日(水) 3人 1月23日(木) 3人 1月24日(金) 8人
備考	

※ 利用日の属する月の2ヶ月前の1日から申し込みが可能です。複数日利用希望の場合は、まとめて申し込むことができます。